

温のものを取扱う仕事などのように危険有害な仕事に女子は働か
されることはありません。

五、産前産後の休業、及び育児時間について

A 産前産後の休業

(1)休業期間・・・次の期間中休むことができます。

産前6週間以内において本人が請求した期間。

産後6週間。(但し産後5週間を経過した女子は医師の診断により
差支えないと認められた仕事には就いても差支えありません。)

(2)軽易な仕事への轉換

妊娠中の女子が請求した場合には、他の軽易な仕事に轉換する
ことができます。

B 育児時間

生後満1年に達しない乳児を育てゝいる女子は請求すれば、休
憩時間のほかに1日2回各々少くとも30分づつの育児時間を與え
られます。

六、生理休暇について

生理日に働くことの苦しいもの、または次のような生理にさし
わる仕事に従事しているものが請求した場合には、生理休暇を與え
られます。

1. 大部分の労働時間が立つている仕事や足でする仕事。
2. 非常に神経をつかい精神を疲労させる仕事。
3. 任意に中断できない仕事。
4. 運搬や、持上げや、ひつばる仕事などひどく身体を使う仕事。
5. 身体に動揺、振動、衝撃をはげしく與える仕事。

七、歸郷旅費について

解雇された女子がその日から14日以内に歸郷する場合には、使用
者から必要な旅費がもらえます。但し女子の責によつて解雇された
場合及び女子が自分で退職した場合にはもらえません。

八、寄宿舎について

1. 寄宿労働者は、使用者から私生活の自由を侵されたり、寄宿舎
生活の自治に必要な役員の選任に干涉されることはありません。

2. 使用者は、寄宿している労働者の過半数を代表する者の同意を
得て、はじめて寄宿舎規則をつくることができます。
3. 寄宿舎の設備施設については、規定で定められた基準に従つて
使用者に安全衛生のための措置を講じてもらうことができます。

九、その他

以上のほか労働基準法は、強制労働の禁止、中間搾取の排除、そ
の他労働契約、安全衛生、災害補償などについて定めています。

▲ 職場において、この法律の定め違反した事実がある場合には、
労働者はその事実を労働基準監督署に申告することができます。
そしてその申告したことを理由として、使用者から解雇その他不
利益な取扱をうけることはありません。

▲ なお、この法律は同居の親族の者だけで仕事をしている所とか、
女中子守などのような家事使用人には適用されませんから、それ
らの人達には、以上の定めはすべて関係がないわけです。

▲ 詳しいことをお聞きになりたい方、或はいろいろの疑問のある方
は近くの労働基準監督署、労働基準局又は婦人少年局地方職員室
へ御相談下さい。

参考書、寺本廣著作『労働基準法解説』時事通信社発行
労働省婦人少年局編『働く婦人の保護』産業労
働福利協会発行

労働省婦人少年局

東京都千代田区代官町一

1949年 リーフレット No.14

東陽印刷株式会社印行



働く婦人と 労働基準法

労働省婦人少年局

リーフレット No.14

働く婦人と労働基準法

労働基準法の中で女子に特有なことがら及び男女共通なことがらで特に女子に関係の深い重要なことがらについて簡単に説明してみましよう。

一、賃金について

A 一般原則・・・通貨拂、全額拂、直接拂、毎月最低1回拂、一定期日拂

B 男女同一賃金の原則

女子であるという理由で賃金について男子と差別的取扱いをうけることはありません。

二、労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について

A 女子の労働時間

(原則) 実働1日8時間、1週48時間。

(例外) (1)就業規則等で4週間を平均して1週48時間以内の定めがしてある時は、特定の日または特定の週に原則をこえても差支えありません。

(2)使用者と労働者とが書面で協定した場合は、1日2時間、1週6時間、1年150時間の範囲内で時間外労働ができます。

(3)災害緊急の時に臨時の必要がある場合には、使用者が許可をうけ或は事後に届出をすることにより時間を延長できます。

(4)地方公務員については、公務のため臨時の必要がある場合には、時間を延長できます。

(5)鉄道の特殊な勤務につくものと、警察官等は1日10時間、1週60時間まで差支えありません。

またこれらの勤務についているものと、人数が30人未満の郵便局で郵便、電信、電話の仕事に従事しているものは4週間を平均して1日10時間、1週60時間以内の定めをした場合にはその定めによってもできます。

(6)劇場、病院、旅館、飲食店及び労働者が10人未満の商店等の勤務は1日9時間、1週54時間まで差支えありません。

又病院、療養所等の保健衛生の仕事の場合だけは4週間を平均して1日9時間、1週54時間以内の定めをした場合にはその定めによってもできます。

(7)但し、(5)に該当する女子には(2)の協定による時間延長は認められません。

(8)年少者(満18才未満)又は児童(満15才未満)には(1)(2)(5)(6)の例外はなく、さらに特別の制限があります。

B 休憩

(原則) 労働時間が6時間をこえるとき 少くとも45分
〃 8時間をこえるとき 少くとも1時間
一せいに與えられ、その時間を自由に利用できます。

(例外) 鉄道、商店、銀行、劇場、郵便局、病院、旅館、飲食店等は休憩を一せいに與えることは使用者の任意です。
その他休憩の取扱いについてわづかの例外があります。

C 休日

(原則) 毎週少くとも1日

(例外) (1)4週間を通じ4日以上の日がある場合。

(2)地方公務員については、公務のため臨時の必要がある場合。

なお、上記の労働時間、休憩、休日の定めは、農林、畜水産業に従事しているもの、監督管理の地位にあるもの、機密の事務を取扱うもの、及び監視又は断続的な仕事に従事し労働基準監督署長の許可をうけたものには適用ありません。

D 年次有給休暇

1年以上継続勤務し、1年の出勤日数が8割以上のものは有給休暇が與えられます。

勤続1年のもの 6日

勤続2年以上のもの 1年につき1日づつ多く。(但し20日以上

になる場合は20日をこえる日数を使用者は與えなくても差支えありません。)

三、深夜業の禁止について

(原則) 女子は午後10時から午前5時までの時間に働かされることはありません。

(例外) (1)交代制について使用者が労働基準監督署長の許可をうけた場合は、午後10時30分まで30分の深夜業が許されます。

(2)農林、畜水産業に従事するもの、病院、旅館、飲食店等で働いているもの及び電話交換手には深夜業が許されます。

(3)災害緊急の時に臨時の必要がある場合には、使用者が許可をうけ或は事後に届出をすることにより、深夜業が許されます。

(4)年少者(満18才未満)又は児童(満15才未満)にはさらに特別の制限があります。

四、危険有害業務の就業制限について

A 坑内労働の禁止

女子は坑内で働かされることはありません。

B 重量物の取扱制限

女子は原則として、次の限度をこえる重量物を取扱う仕事に働かされることはありません。

区分	断続作業	継続作業
満16才未満	12キログラム	8キログラム
満16才以上 満18才未満	25キログラム	15キログラム
満18才以上	30キログラム	20キログラム

C 安全衛生の見地から。

例えば汽罐や運転中の原動機を取扱う仕事、鉛、水銀など有害なもののガスを発散する場所の仕事、或は多量の高熱もしくは低